

新型コロナウイルス感染症発生時（疑い含む）の対応について

1 基本的な対応の考え方

児童が対象者のケース	同居家族が対象者のケース
<p>1 児童に発熱等のかぜの症状が見られる場合</p> <p>①とりあえずその日は出席停止とします。</p> <p>②必ずかかりつけ医に相談してください。</p> <p>→新型コロナウイルス感染症の疑いなしと診断されれば、翌日から出席停止ではなくなります。</p> <p>→検査が必要と判断された場合は、医師の指示に従ってください。</p> <p>※必ず学校へ連絡してください。</p> <p>※出席停止は継続します。</p>	<p>1 家族に発熱等のかぜの症状が見られる場合</p> <p>①とりあえずその日は出席停止とします。</p> <p>②必ずかかりつけ医に相談してください。</p> <p>→家族が新型コロナウイルス感染症の疑いなしと診断されれば、翌日から登校してください。</p> <p>→検査が必要と判断された場合は、医師の指示に従ってください。</p> <p>※必ず学校へ連絡してください。</p> <p>※出席停止は継続します。</p> <p>注 基本的に左表「1 児童に発熱等のかぜの症状が見られる場合」と同じです。</p>
<p>2 児童が濃厚接触者と認定された場合</p> <p>①健康福祉事務所から濃厚接触者であると認定された場合は出席停止とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必ず学校へ連絡してください。 PCR検査等の対応については、健康福祉事務所の指示に従ってください。 <p>(2週間行動が制限されるため、その間は出席停止となります。)</p>	<p>2 家族が濃厚接触者と認定された場合</p> <p>①検査結果が出るまで出席停止とします。</p> <p>※健康福祉事務所の指示にしたがってください。</p> <p>②検査結果が「陰性」の場合</p> <p>→翌日から登校してください。</p> <p>③検査結果が「陽性」の場合</p> <p>→下表「3 家族の感染が判明した場合」へ</p>
<p>3 児童の感染が判明した場合</p> <p>①快癒するまで出席停止とします。</p> <p>②感染者が所属する学級は、原則として2日間を学級閉鎖にし、疫学調査が行われます。</p> <p>③その後、学校内の感染状況によっては、<u>臨時休業</u>（学年、学校全体）になる場合があります。</p> <p>→下表「3 臨時休業の範囲や条件」を参照</p>	<p>3 家族の感染が判明した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該児童が濃厚接触者であるかどうかについては、健康福祉事務所から通知があります。 <p>→左表「2 児童が濃厚接触者と認定された場合」を参照</p>

2 濃厚接触者等の特定について

濃厚接触者であるかどうかについては、健康福祉事務所から直接本人（または保護者）に通知があります。学校や市役所、市教育委員会へは情報は入ってきませんので、健康福祉事務所から通知があった場合は、必ず学校にご連絡いただきますようお願いいたします。ただし、感染拡大が懸念される状況では、健康福祉事務所の指示によりPCR検査（念のため検査）が行われる場合があります。この場合、検査結果がでるまで、出席停止や臨時休業（学級、学年、学校全体）となります。

3 臨時休業の範囲や条件（健康福祉事務所の指導に基づいて、宍粟市教育委員会が決定）

学級閉鎖	次のいずれかに該当する場合 ・同じクラスで複数の児童が感染した場合 ・感染者が1名であっても、風邪症状のある者や濃厚接触者が複数いる場合
学年閉鎖	学年内で感染が広がっている場合
学校全体の臨時休業	複数の学年が閉鎖となるような場合

※臨時休業（学級、学年、学校全体）期間は、5～7日程度を目安に感染拡大状況により判断する。